

## 国民健康保険の新しい保険証が届きます

問 保険年金課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071

現在、使用している津山市国民健康保険の保険証の有効期限は、9月30日です。10月から使用する新しい保険証を9月下旬に発送します。新しい保険証の有効期限は、令和2年9月30日です。

ただし、次の人は保険証の有効期限が異なります。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

### 有効期限が異なる人

- 令和元年10月2日～令和2年9月30日に75歳になる人=75歳の誕生日の前日
- 退職者国保で、令和元年10月2日～令和2年4月1日に65歳になる人とその被扶養者=65歳の誕生日の月の末日（誕生日が1日の場合は前月の末日）
- 国民健康保険短期被保険者証の該当世帯の人=令和2年3月31日

### 保険証 Q & A

Q. 先日、就職し、会社から保険証をもらいましたが、国保の保険証が届きました。なぜでしょうか？

A. 健康保険の資格は自動的に切り替わりません。次のものを持って届け出をしてください。

- 持ってくるもの ①会社の保険証、②国保の保険証、③運転免許証などの顔写真付きの身分証明書、④世帯主の印鑑（スタンプ印不可）

届け出先 保険年金課国民健康保険係、各支所・出張所担当課

## 健診・がん検診を受けましょう

問 健康増進課 ☎32-7009

### 特定健診（簡易版）

9月13日(金)9:00~11:00、13:00~15:00	津山すこやか・こどもセンター
9月25日(水)9:00~11:00	院庄公民館（神戸）
10月2日(水)10:10~11:40、13:40~15:10	津山市地域交流センター（アルネ・津山4階）
10月23日(水)10:00~11:30、13:30~15:00	イオンモール津山2階イオンホール（河辺）

**対象** 40歳～74歳の津山市国民健康保険加入者  
**健診内容** 問診、身体測定、血圧、尿（糖・蛋白）、血液（脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸）  
**自己負担額** 200円  
**申込方法** 健康増進課に電話で申し込む

### 集団健診

**とき** 10月4日(金)・5日(土)午前8時～10時

**ところ** 津山すこやか・こどもセンター

**受診項目** 健康診査、がん検診(胃、結核・肺、大腸、前立腺)、肝炎ウイルス検診

**申込方法** 電話または市ホームページ (https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=6552) から申し込む



申し込み専用 QRコード

## 締め切り間近 子ども災害見舞金

問 〒703-8278岡山市中区古京町1-7-36  
 県子ども家庭課子ども災害見舞金係  
 ☎086-226-7874

県では、平成30年7月豪雨災害以降に、県内で発生した災害により被害を受けた世帯で、対象となる子がいる世帯に見舞金を支給しています。平成30年7月豪雨災害の申請期限が近づいています。申請がまだの人は、早めに手続きをお願いします。

**平成30年7月豪雨災害分の申請期限** 10月31日(木)

**対象世帯** 自己の生活の本拠として居住している建物が全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水のいずれかの被害を受けた世帯

**対象となる子** 平成12年4月2日から被災日までの間に生まれた子

**支給額** 1人につき2万円

**申請方法** 申請書に必要書類を添えて、県子ども家庭課子ども災害見舞金係に郵送する

**申請書の設置場所** 市子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内）、市生活福祉課（市役所1階12番窓口）（県ホームページからも印刷可）

## 9月以降の保育料

問 こども保育課 ☎32-7028

保育料は保護者世帯の市民税額に基づいて計算しています。4月～8月分の保育料は前年度の市民税額に基づいて、9月～翌年3月分の保育料は当年度の市民税額に基づいて計算します。

9月分以降の保育料決定のお知らせを9月中旬に送付します。通知書が届いたら、確認をお願いします。

### 令和元年度分の保育料の計算方法

4月～8月分=平成30年度市民税額（平成29年1月1日～12月31日の収入）に基づき計算

9月～翌年3月分=令和元年度市民税額（平成30年1月1日～12月31日の収入）に基づき計算



## 児童扶養手当を受給する未婚の人への給付金

問 子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065

児童扶養手当を受給している未婚（ひとり親）の人に、臨時・特別給付金を支給します。対象となる人は窓口で申請してください。

**対象** 10月31日現在で、次のすべてを満たす人

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける
- ②これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない
- ③事実婚をしていない

**支給額** 17,500円

**申請先** 子育て推進課、各支所・出張所担当課  
**持ってくるもの** 戸籍謄本、印鑑（スタンプ印不可）

**締め切り** 12月2日(月)

## 10月以降の幼保無償化

問 こども保育課(津山すこやか・こどもセンター内) ☎32-7028

〈この記事の年齢表記：毎年4月1日現在〉

10月1日から、幼稚園、保育園(所)、認定こども園などを利用する3～5歳児の保育料が無償化されます。対象となる子の保護者には、利用する施設を通じてお知らせします。

### ◆幼稚園、保育園(所)、認定こども園を利用する場合

- ・3～5歳児のすべての子が無償化
- ・0～2歳児は住民税非課税世帯が無償化

### ◆幼稚園の預かり保育を利用する場合

- ・利用日数に応じて、毎月、最大11,300円まで預かり保育の利用料を無償化

※市の「保育の必要性の認定」が必要

### ◆認可外保育施設などを利用する場合

**対象となる施設** 認可外保育施設、一時預かり施設、病児保育施設、ファミリーサポートセンター

- ・3～5歳児は月額37,000円まで無償化
- ・0～2歳児の住民税非課税世帯は月額42,000円まで利用料を無償化

※市の「保育の必要性の認定」が必要

## 子どもの居場所を開設しませんか

問 子育て推進課 ☎32-2065

地域の大人が子どもに関わり、遊びや食事の提供、学習の支援を行うなど、子どもが安心して過ごせる居場所を開設する団体に対し、補助します。

**対象** 開設に伴う初期費用（家賃などは対象外）

**補助金額** 上限30万円

### 主な要件

- ①おおむね毎月1回以上開設し、3年以上継続して取り組むこと
- ②おおむね5人以上の子どもの利用を見込んだ居場所づくりを行うこと
- ③開設しようとする居場所の運営に対して、他の補助を受けていないこと

**締め切り** 9月30日(月)

※予算額に達しない場合、締め切り以降も募集します